

家庭用氷かき器のSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

家庭用氷かき器のSG基準

1. 基準の目的

この基準は、家庭用氷かき器の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、 一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で氷を回転させてかく手動式の氷かき器(以下、氷かき器という。)について適用する。

3. 安全性品質

氷かき器の安全性品質は、次のとおりとする。

水がさ品の女王住前	a質は、次のとおりとする。							
項目	基準	基	<u> </u>	準	確	認	方	法
1. 外観、構造及	1. 氷かき器の構造、外観及							
び寸法	び寸法は、次のとおりとす							
	る。							
	(1) 仕上げは良好で、手							
	などに傷害を与えるよう							
	なばり、まくれ等がない							
	こと。							
	ただし、刃先及びスパ							
	イクは除く。							
	(2)外部に現れるボルト・							
	ナット等の先端は、著し							
	く突出していないこと。							
	(3)スパイクは、刃先に触							
	れない構造であること。							
	(4) 本体にふたを有するもの							
	にあっては、ふたのかん							
	ごうは確実で、使用時に							
	外れない構造であるこ							
	٤.							
	(5)本体の底面には、すべり							
	止め用ゴムが確実に取り							
	付けられていること。							
	(6) 刃の取付部が合成樹脂							
	製のものにあっては、金							

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	属製埋め込みナットが使						
	用されていること。						
	(7)氷入れを有する氷かき器						
	にあっては、氷入れ内壁						
	と氷押え端部との間隔(2)						
	は、○ミリメートル以下						
	であること。						
	(8)氷入れ底面のスリット両						
	端と刃先との間隔(l _{3、} l						
	4) は各々、〇ミリメート						
	ル以下であり、氷入れ底						
	面上面と刃先先端との間						
	隔 (ℓ₃) は〇ミリメート						
	ル以下であること。						
	(9) ふたを開けないで本体に						
	ばら氷を挿入するものに						
	あっては、その挿入口の						
	開口部寸法は、○ミリメ						
	ートル以下であり、その						
	奥行寸法は〇ミリメート						
	ル以上であること。						
	(10)刃の硬度は、ビッカー						
	ズ硬さ〇以上〇未満であ						
	ること。						
┃ ┃ 2.操作性	┃ ┃2.ハンドルの操作は円滑						
	で、均一かつ適正な形状の						
	かき氷が得られること。						
3. 耐荷重	3. 氷かき器の耐荷重は、次						
	のとおりとする。						
	(1)本体上部に〇キログラム						
	の力を加えたとき、ふ						
	た、氷入れ及び受台にき						
	裂、曲がり、破損等がな						
	いこと。						
	(2)氷入れ底板上面の〇キ						
4.	ログラムの力を加えたと						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	きないいせん (4) のに取ま損氷 (5) はっ裂い といいととしいのでは、これののでは、はいいないのでは、はいいがは、いいが、はいいが、はいいが、はいかが、にして、いいないが、にして、いいかが、にのでは、いいないが、にのでは、いいかが、このでは、ないが、このでき、いいが、このでき、いいが、このでき、いいが、このでき、いいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが						
4. 繰り返し荷重	4. つまみ上部に5キログラムの力を繰り返し〇回加えたとき、つまみ、つまみ、つまみ・フト・ハンドル・シャフト・ふた・氷押え・氷入れ及び受台にき裂、曲がり、損傷等がないこと。						
5. 転倒強度	5. 氷かき器は、テーブル上 に転倒させたとき、氷か き器各部にき裂、曲がり 及び破損がないこと。						

項目	基準	 基	 準	 確	認	 方	 法
 6.安定性	6 氷かき器は、前後左右に						
J	〇度傾斜させたとき、転						
	倒しないこと。						
7. 材料	7. 氷かき器の材料は、次の						
	とおりとする。						
	(1) 刃及び刃の取付け金						
	具は、ステンレス鋼製						
	であること。						
	(2) 氷押さえに金属製ス						
	パイクを有しているも						
	のにあっては、そのス						
	パイクは、ステンレス						
	鋼製又はアルミニウム						
	合金製であること。						
	(3) 耐食性材料以外の金						
	属材料を使用したもの						
	にあっては、防せい処						
	理が施されているこ						
	٤.						
	(4) 直接氷に接触する部						
	分の材料は、食品衛生						
	法に基づく昭和34年厚						
	生省告示第370号第3器						
	具及び容器包装A器具						
	若しくは、容器包装又						
	はこれらの原材料の規						
	格に適合しているこ						
	と。						

4. 表示及び取扱説明書 水かき器の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	び取扱説明書は、次のとおりとす 基準	基	- 準	確	認	方	法
1. 表 示	1. 製品には、容易に消えな						
	い方法で次の事項を表示す						
	ること。						
	(1)申請者(製造業者、輸入						
	業者等)の名称又はその						
	略号						
	(2)製造年月若しくは輸入						
	年月又はその略号						
	(3)使用上の注意						
	使用時又は手入れ時に						
	は、刃先及びスパイクに						
	注意すること。						
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨						
	の取扱い上の注意事項を明						
	示した取扱説明書を添付す						
	ること。						
	なお、一般消費者が容易						
	に理解できるよう図で明示						
	するのが望ましい。						
	(1)部品の一部が取り外され						
	ている氷かき器は、その						
	組立て方法。						
	(2)使用方法。						
	(3)使用上の注意						
	(a) テーブル等の平らなと						
	ころで使用すること。						
	(b) 本体を手又は固定装置						
	で確実に固定して使用						
	すること。						
	(c) 子供が使用するとき						
	は、保護者が使用上の						
	注意を指導すること。						
	(d)刃の取付けねじが、確						
	実に締っていることを						
	確認してから使用する						

項目	基準	基	準	確	認	方	法
	こと。 (e) 氷以外のものはかかないこと。 (f) 使用後はよく水を切って保管すること。						